

公文書管理の在り方等に関する有識者会議（第11回）議事概要

1 日時 平成20年9月25日（木）10:00～12:40

2 場所 中央合同庁舎2号館8階 第1特別会議室

3 出席者

（有識者・50音順、敬称略）

朝倉敏夫、宇賀克也、尾崎護（座長）、加藤丈夫、加藤陽子、後藤仁、高橋滋、高橋伸子

（オブザーバー）

菊池光興国立公文書館長

（政府）

小淵優子公文書管理担当大臣、橋口典央総務省行政管理局長、山崎日出男内閣官房公文書管理検討室長

4 議事次第

(1) 開会

(2) 立法府・司法府からのヒアリング

①最高裁判所事務総局 ②法務省

③衆議院事務局 ④参議院事務局 ⑤国立国会図書館

(3) デジタルアーカイブについてのヒアリング（国立公文書館）

(4) 最終報告の構成イメージについて

(5) 公文書管理法制に盛り込むことを検討すべき事項について

(4) 閉会

5 議事の経過

◎立法府・司法府からのヒアリング、デジタルアーカイブについてのヒアリングを実施し、質疑応答。その後、山崎室長より、最終報告の構成イメージ及び公文書管理法制に盛り込むことを検討すべき事項等を説明の上、フリートーキングを行った。

◎質疑やフリートーキングにおける、各委員からの主な意見は以下のとおり。

- 利用制限については、作成等から30年までは各府省が意見を言えるシステムとし、その後は国立公文書館に任せてはどうか。また、利用制限について第三者の意見を聴く仕組みが必要。
- 公文書の定義を明確化して、最終報告に盛り込んでどうか。

- 規則だけ作って、後は各府省に任せるだけでなく、作成から移管に至る途中段階でも、公文書管理担当機関がチェックを柔軟に行う事が必要。
- 組織形態について、可能なら、2案を1案に絞ることを考えたい。

◎次回は10月16日（木）10時開催とされ、最終報告に向けた審議を実施することとなった。

<文責：内閣官房公文書管理検討室（速報のため事後修正の可能性あり）>